

第七十五回國會
衆議院

交通安全対策特別委員会議録

昭和五十年二月二十日(木曜日)

出席委員

午前十時二十六分開

委員長 下平 正一君

理事 河野 洋平君 理事 三枝 三郎君
理事 骨中 英二君 理事 勝翠 芳雄君

○下平委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の自動車安全運転センター法案を議題
といたします。

佐藤	守良君	前田治一郎君
井上	泉君	太田 一夫君
久保	三郎君	紺野与次郎君
小濱	新次君	

國務大臣
（國家公安委員會委員長） 福田 一君

内閣總理大臣官房
交通安全室長 竹岡勝美君
警察庁長官 浅沼清太郎君
警察庁交通局長 勝田俊男君
委員外の出席者

警察廳 交通局 參事官	鈴木金太郎君
大藏省 銀行局 保険部長	徳田 博美君
農林省 農林經濟業協同組合	大坪 敏男君
運輸省 自動車局 參事官	宇津木 巍君
業務部 貨物課長	小塙 直君

本日の会議に付した案件

自動車安全運転センター法案(内閣提出第三二号)

第一に、自動車安全運転センターは、交通事故等の防止及び運転者等の利便の増進に資するための業務を行つ自動車安全運転センターを設立することといたしまして、自動車安全運転センター法を制定しようとするものであります。次に、この法案の概要について御説明申し上げます。

このような実情にかんがみまして、今回、交通事故等の防止及び運転者等の利便の増進に資するための業務を行つ自動車安全運転センターを設立することといたしまして、自動車安全運転センター法を制定しようとするものであります。また、この資質の向上を図るとともに、安全運転の徹底を期するための対策を強化することが強く要請されております。

研究等を行ふ業務を行つております。これらの業務を行ふことによりまして、運転者の安全運転に対する関心の高まりと交通事故防止に対する効果は、きわめて大きいものがあると考へております。

第三に、自動車安全運転センターの運営の適正化を期するため、その組織、財務、会計、監督等について、所要の規定を設けることとしたしております。

なお、この法律は、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することいたしております。

以上が、この法案の提案理由及びその内容の概要であります。

〇小堀説明員 お答えいたします。
警察からの通報ということでござりますが、現地に問い合わせたところ、まだ警察からの通報は来ておりませんので、通報を待つて、内容について二十日の交通事故ゼロの日に高知市で起こった小学校一年生の子供の死亡事故に対して、これを運転をしておったダンプカー、これに対する調査、転をこのことをお願いをしてあつたわけですが、これに対する通報がいつ警察からなされ、そうしてそれに対する措置というものをどういうふうになされたのか、まず最初に、その説明を求めたいと 思います。

交通安全対策に関する件

等の防止について識見を有する者が発起人となり、國家公安委員会の認可を受けて設立されることがあります。

○下平委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

てどうするか、処置はしたいと思つております。

○井上(東)委員 それはあなた、あれじやないですか。現地通報していらないと言つけれども、ぼくは現地の陸運事務所の所長と、これは県の警察本部の交通指導部長のところで一緒にこの問題を話したんですよ。一緒に話したのに通報がないといふような、通報がないからまだ何にもされないということは、これはおかしいじゃないですか。どうですか。

○小塙説明員 お答えいたします。

その点につきましては、現地にもう一度照会してみたいと思いますが……。

○井上(東)委員 あなた、もつと熱心に仕事というものを考えてもらわにや困るわけですがね。役所は正式な文書がなければ処置をしないのですか。ちょうどぼくはこの日に、警察の交通指導部長に、この事故の状態についての説明を、こちらのほうで警察庁から照会をしていただいているいろいろ報告をいただけたけれども、しかしその被害者の家庭状況というものが余りはつきりしていなかつたので、だからこれの調査をするのに、高知へ帰ったときに、これは警察関係だけではいかぬと思って、わざわざ運輸省の陸運事務所の所長にも連絡をして、そうしてこの事件の概況について警察から報告を受けると同時に、こういう事故を起こしたダンプカー、白ナンバーのダンプカーである。しかも、白ナンバーのダンプカーであるにもかかわらず、これが採石等を運搬をしておる。その採石を運搬しておるのは、どんな品をどういふか、警察はそのときに一緒に話しあつたのですから、事故の原因説明にはならないし、事故を絶滅するための運動にもならない。

だから、このトラックはどういう状態であるのか、警察はそのときに一緒に話しあつたのですから、そこで私は、このトラックがどういうものであるのか、これを速やかに調べて処置をしなさいと、そのときにも言つたのですが、警察も事故の現地検証をする、そつしてそれが白トラのトラックであつて、そうしてそれが採石を運搬している。そ

うすれば、道路運送法に違反をしておるとかなんとかいうことは、警察の領分ではないかも知れぬけれども、そういう無謀なトラックの運転をして

いる者に対しては、これは陸運事務所に通報して、そのトラックに対する処分あるいはそのトラックの雇用者、そういうものについての安全運転の見解を求めるとか、そういう総合的な見地に立ってやらないと、ただ警察は事故を押さえ、そして送検をするとということだけが能じやない。こういうことで十分話したのです。

大臣は国家公安部委員長としての大臣でありますので、これは大臣にそういうことをお伺いするのも見当違いかもしませんけれども、しかし、そのときに私は警察の方にも、そういう交通事故が起つた、重大なそういう死亡事故が起つた、そうすればその死亡事故によつてもたらすところの影響とかあるいはそれを起こした車の状態とかいうようなものは、やはり警察は電話だけでもいいから通報してやつたらどうですかということを話をしたわけです。

そしてまた、ことにこの死亡事故を起こした家庭というものは母子家庭で、私、その調査に行くと、これがことし七つの小学校の一年生、二年生へ上がる男の子であつて、それから下にまだ生後三ヶ月、そして三歳、六歳という、そういう幼児を抱えた母子家庭であつたわけです。

だからそういうことも、警察も調べたときに、

そういう母子家庭である、これは大変なことだ、

そういう母子家庭の子供さんのそういう不幸な事態を招いたそのことに対するはどうするのか、

これは警察が発生をしたときに、それそれの関係機関に

、これは警察が全部背負うと大変なことですから

、たとえば母子家庭の子供さんのそういう不幸な事態を招いたそのことに対するはどうするのか、

これは警察がやろうといつたってできないですかねば、事故の原因説明にはならないし、事故を

絶滅するための運動にもならない。

○鈴木説明員 ちょっとと事務的な点が多いので、私がお答えさせていただきます。

先生の御指摘の点は、苦情、困り事相談であらうかと存するわけでございますが、これにつきま

しては、全国でほんどの都道府県警察がそういう意味合いの職掌を一応設けてございまして、四十五都道府県方面につきまして、そういうふうな趣旨のものがござります。

仕事の内容でございますが、防犯相談、家事相談、それから困り事相談というふうなことで一応一括して承つておるわけでございますが、取り扱い件数につきましては、近い統計ではございませんのですが、四十八年に受けましたのが十二万五千三百七十二件でございます。解決いたしましたのが四万六千四十五件、それからさらに一応解決とは関係なく、御教示申し上げただけで済みましたのが六万七千三百七十四件でございます。それから他の機関に移譲いたしましたのが四千百九十一件、それから打ち切りになりましたのが五千四百八十一件、なお継続しておりますのが二千二百八十二件というふうなことに相なっております。

内容は、身上の困り事、それから全般の貸借、契約の不履行、それから土地、家屋問題、苦情、それからいろいろその他交通上の相談あるいは犯罪防止などに関連のあるもの、こういうふうなこととに相なっております。

○井上(東)委員 そういうこともやつておるといふことはわかるのですけれども、それは知つておられます。知つておりますけれども、こういう重大事故が発生をしたときに、それそれの関係機関に、これは警察が全部背負うと大変なことですから

、たとえば母子家庭の子供さんのそういう不幸な事態を招いたそのことに対するはどうするのか、

これは警察がやろうといつたってできないですかねば、事故の原因説明にはならないし、事故を

絶滅するための運動にもならない。

だから、このトラックはどういう状態であるのか、警察はそのときに一緒に話しあつたのですから、事故の原因説明にはならないし、事故を

絶滅するための運動にもならない。

だから、このトラックはどういう状態であるのか、警察はそのときに一緒に話しあつたのですから、事故の原因説明にはならないし、事故を

絶滅するための運動にもならない。

だから、このトラックはどういう状態であるのか、警察はそのときに一緒に話しあつたのですから、事故の原因説明にはならないし、事故を

絶滅するための運動にもならない。

ということで、警察本部へ出向いていて私は話をしたわけであります。

ところが、たまたまそういう話をしたのですけれども、それを警察本部の方は通報と解釈したのでしようか、警察の方から陸運事務所へ、そういう無謀なトラックの調査をするように、事故してこういう事故を起こしたという連絡をまだ出してない。これは期限がないからいつまでもほうっておいていいというものではないので、やはり直ちにそういうことは連絡すべきだと私は思います。それは事務的なことじやないのでです。やはりこれは警察の指導、行政上の問題だと私は思うわけですが、どうですか、長官。

○浅沼政府委員 ただいま参事官が申し上げましたように、交通問題を含めまして年間六十万件以上の苦情あるいは警察に対する要望などが窓口に参つておりますが、そのうち四割は警察の段階で何とか解決をしているという数字が報告されております。ただ、この件数は、公害とか交通、いろいろ問題がありましてますますふえる傾向にありますので、警察の現在の体制で果たしてこれに十分対応できるかということをいま一番心配をしております。

○浅沼政府委員 ただいま参事官が申し上げましたように、交通問題を含めまして年間六十万件以上の苦情あるいは警察に対する要望などが窓口に参つておりますが、そのうち四割は警察の段階で何とか解決をしているという数字が報告されております。ただ、この件数は、公害とか交通、いろいろ問題がありましてますますふえる傾向にありますので、警察の現在の体制で果たしてこれに十分対応できるかということをいま一番心配をしております。

そういう状況を踏まえまして、いま先生の御質問の問題でございますが、申すまでもなく、われわれ交通の取り締まりをいたします、あるいは法律違反の検挙をいたしますが、それらは事故を一人でも減らす、目的は事故防止にあることは申し上げるまでもございませんし、また、事故防止は警察だけの力ではなく完全にできないといふことがあります。

その具体的なケースについて、私、詳細に承知しておりますが、申すまでもございませんし、また、事故防止は警察だけの力ではなく完全にできないといふことがあります。

対策は、事故の原因をあらゆる角度から十分に究明して、二度とそういうことが起らぬようになります。

その具体的なケースについて、私、詳細に承知しておりますが、申すまでもございませんし、また、事故防止は警察だけの力ではなく完全にできないといふことがあります。

対策は、事故の原因をあらゆる角度から十分に究明して、二度とそういうことが起らぬようになります。

その具体的なケースについて、私、詳細に承知しておりますが、申すまでもございませんし、また、事故防止は警察だけの力ではなく完全にできないといふことがあります。

対策は、事故の原因をあらゆる角度から十分に究明して、二度とそういうことが起らぬようになります。

その具体的なケースについて、私、詳細に承知しておりますが、申すまでもございませんし、また、事故防止は警察だけの力ではなく完全にできないといふことがあります。

対策は、事故の原因をあらゆる角度から十分に究明して、二度とそういうことが起らぬようになります。

対策は、事故の原因をあらゆる角度から十分に究明して、二度とそういうことが起らぬようになります。

うな広い立場に立つて措置をするよう今後とも指導をいたしてまいりたい、このように考えます。

○井上(衆)委員 ダンプカー等がそういう事故を起こした場合に、それがどういう運行管理のもとで行われておるのか、そういうことも交通安全対策を樹立する上において大事なことだと思つわけです。そのことはやはり陸運事務所に通報して、陸運事務所の方でそのダンプカーについての調査をし、そして必要な場合には、そのダンプカーの使用禁止なりあるいは営業停止なり、そういう警告的な処分をやるべき道を考えていかないと、無謀なダンプカーによつてどれだけ人が迷惑をしておるか、これはもうはかり知れないものがあるわ

いますが、これは雇用関係になるわけですが、これが無免許自動車運送事業というふうな答疑でござ

強制捜査に移るという形になるわけでござりますので、そういう意味合いでつきまして関係機関にははしかるべき、そのタイミング、タイミングをとらえまして緊密に連絡をとつてまいりたいというつもりで臨んでおるわけでござります。

○井上(泉)委員 そういうことをしておるから、その車のことについてはまだ陸運事務所に通報しない、こういうことですか。

○鈴木説明員 繼続中の捜査の問題につきましては、やはりある程度捜査の結果を待ちまして関係

い。
なお、道路運送法違反、これ等につきましても、

○井上(衆)委員 どうも通り一遍の指導なんですが、具体的に事故が起こらないために、法律に違反をしたダンプ等の大型自動車の事故に関する何かという法律があることはわかつていますよ。その法律に違反する以前に、やはり行政というものは事故を起こさないような指導というものをなさるべきだと私は思うわけですが、それについていは運輸省の方は事故が起こった場合の指導であつて、事故が起こらないということについては何と

した親の悲しみというものはこれまた想像に余りあるものがあるわけです。

これは交通事故に限らず、子供を亡くすといふほど親にとつての不幸はないわけであります。それがこの無謀な運転者のために事故を起します、命を失う、そういうふうなことを考えた場合に、私は交通安全対策というものは現象面だけでなしに、そのもたらす影響、そしてそのよって来る原因、そういうものをやはり総合的に検討して対策というものを立てなくてはならないと私は思うのですが、総理府としてはこのことについてどういう御見解をお持ちになるのか、御説明願いたい。
○竹岡政府委員 お答えいたします。

けですか。そういう場合に、加害者の車の状態について警察としても陸運事務所あたりに連絡をとるべきだと私は思うわけです。それはとるよつになつておるということ聞くけれども、しかしまだとつてないということになると非常におかしいわけですが、その点どうですか。

○鈴木説明員 陸運事務所その他関係機関に密接に御連絡をとり通報することは、まさに先生御指摘のとおりでござります。先生が御指摘になつてある事案の内容をちょっとと考えますに、私ども、この事案につきましては、その後、実は継続して捜査をしております。そこで、継続の捜査の状況でございますが、このダンプは、ある会社が運送を請け負つておったわけでございますが、それをさらに又委託いたしまして、その又委託を受

まして運転中に本件事故が起きたわけでござります。そういうわけでございますので、道路運送法違反の無免許自動車運送事業、われわれ俗に申しますシロダンブ、シロトラでございます。そういうことで自家用自動車の有償使用ということの容疑がやや明らかになつてまいりまして、目下鋭意捜査しているところでございます。

と私は思うのです。
そこで、運輸省にまた聞くわけですけれども、
こういうダンプカー、いわゆるシロトラのダンプ
カ一等に対する安全運転の指導はどういうふうに
しておるのでですか。

て入選をいたしましたというようなPRぐらいで、でもらっても結構だと思つわけですねけれども、しかしのう発表した直後ですからそこまではいかないと思うわけですが、私がいま申し上げたような一つの事故が起つた、その事故を起こしたところの原因といふものはその運転者の不注意、さらには運転者を雇用しておる業者、そういう者が関係をしておるわけですから、そういう点からも総合的な対策、これによつて受けた被害、つまり交通事故の問題がいま非常に大きくなり上げられわざとおるわけですけれども、交通事故で子供を「」

先ほど御指摘のございましたダンプカーが幼児を轢したという事故でございますが、特にダンプカーの事故は非常に大きなものがございますので、先ほど運輸省から御説明がございましたとおりに、ダンプカーの規制法ができております。ダンプカーが大きな事故を起こした場合は、当然所轄の警察署の方から陸運局にその事故の実態なり意見を付して報告するようになっておりますから、関係官庁ではその協調はできていると思います。

と私は思うのです。
そこで、運輸省にまた聞くわけですけれども、
こういうダンプカー、いわゆるショトラのダンプ
カー等に対する安全運転の指導はどういうふうに
しておるのでですか。

て入選をいたしましたというようなPRぐらいで、もらつても結構だと思つわけですけれども、かしきのう発表した直後ですからそこまではいかないと思うわけですが、私がいま申し上げたよつて、一つの事故が起つた、その事故を起こしたところの原因というものはその運転者の不注意、さ

先ほど御指摘のございましたダンプカーが児児を殺したという事故でございますが、特にダンプカーの事故は非常に大きなもののがございますので、先ほど運輸省から御説明がございましたとおりに、ダンプカーの規制法ができるおりまして、ダンプカーが大きな事故を起こした場合は、当然

第二類第七号

四

識を持とうということを進めるようになつておりますが、御指摘のよくな一匹オオカミという一台の白トラがたくさんおりますので、これの把握というものを運輸省とともに努めていかねばならない。ダンプカーによりますダンプカー協会にこれらを入れて、その育成に努めていきたい、このように考えております。

井上(易委員) 大臣が出ておるわけですか
臣は次の予定もありますので退席をしていただきたいと結構であります。私は一言だけ大臣に見解を承っておきたいと思います。

男はまことに驚く事のない顔で、警察局の方へ近づいて、
指導課長と一緒にいろいろ話を聞く中で、交通指導課長
が、事故処理に当たってもやはり温かみのある事
故処理ということを考えたならば総合的な事故対
策というものに思いをいたすことができる。こう
いう話をされて、私は警察担当者として非常にい
い御意見だと思つた。

そこで「昭和五十年中における交通警察の運営
について」こういう一つの毎年書くところの通り
一遍の書き方ではないに、やはり交通事故が及ぼ
す諸般の影響等についても、これを十分ひとつ考
慮するというか何かものを入れて、関係の府県に
いわゆる通達なり何なりの形で御指導願いたいと
解を承りまして、大臣に対する質問を終わりたい
と思います。

○鶴田（一）國務大臣　「もつとも御意見でござ
いまして、警察というものが一般国民の生活と非
常に密着した関係で仕事をしていくということは
非常に大事なことだと思うわけであります。そ
ういう意味で言いますと、御案内のように、交通の
取り締まりをするとか、あるいはまた教育をやつ
ていくとか、あるいは施設を充実していくとか、
総合的な対策を立てるとかいうことも非常に大
事であります。同時に温かい気持ちでこういう
問題を解決し、また連絡をし、指導していくとい
う非常に大事なことだと思うのであります。それから

したがいまして、今後も御質問の趣旨にあります
ような、全国各地に指示をいたしますとか、指導
要領を配るというような場合においても、いまお
話があつたような点を十分踏まえながら示達を
し、あるいはその他の指示を与えるように努力を
してまいりたい、かように考えております。
○井上(泉)委員 大臣のその気持ちで、ひとつ交
通事故は被害者の立場に立つて温かい、何とい
ましても加害者とは違つて被害者という者は大き
な痛手を受けておるのでありますから、その痛手
を受けた被害者の立場に立つて物事を処理するよ
うにひとつ指導をお願いしたいと思います。大臣
は結構であります。

であります。私は、本当に交通事故の防止に警察官が一生懸命やつておるということは十分認めます。恐れますが、余り文面事文が多過ぎます。

る関係で、やもすれば事故処理に感情的な面があらわれるではないか。そこで、その被害者が、これはこうだからこうだというようなことを言つても、何かしら親切さがない、こういう苦情といふのがよく聞かれるわけですが、いま大臣が言われたように、やはり被害者の立場に立つて、そして指導課長がきのういみじくも語られたような、温かい、人間的な思いやりの気持ちでこういうことは考えなければいかぬということを、私は第一線の交通関係に当たつておられる方に十分徹底をしていただきたいと思うのですが、それに

についての御見解を承りたいと思います。
○浅沼政府委員 お答えします。
ただいまお話をありましたように、非常に事故も減つてはおりますけれども、非常に多い。それもいま全国的に、地方の警察署におきましても、夜間等は事故処理に非常に追われてているという状況でありますので、いろいろ御配慮をいただいて、増員等もいたしておりますけれども、あるいはその処理の過程におきまして、法規の執行という立場もありますので、おっしゃるような、十分に行き届かない点が起こる心配も確かにあると思いま

ですが、先ほども申し上げましたように、やはり被害者の立場で、事故防止を図るにはどうしたらいいかということを総合的に考えた立場で処理をす

る。特に、被害者の立場に立った温かい思いやりのある処理ということはおっしゃるとおりでありまして、先ほど大臣が申されましたけれども、な

お一層その点を末端まで徹底するように指導をいたしたい、このよう考えます。

○井上(東)委員 それでは、時間がありませんので、私は次に移りたいと思うわけです。

物事というものは、やはり人間味というものがなければ私はダメだと思うのです。そこで、被害

者か——何でしたら、長官も退席していただいて結構です、あなたにはなにしませんから。しかし、交通局長はおいでないのかな」と……。

そこで、被害を受けて死亡事故に遭った。そういうときに、被害者の家族としては、金銭ではかえられない心の痛手であるわけですけれども、その金銭にかえられない心の痛手でありますけれども、しかしこれは、いまの世の中で、やはりそれの供養とか、あるいはそのものに頼ったこれから的生活設計、そういうものを考えた場合には、必

然的に保険金というものの給付の状況というものが、これがもう被害者の家族に対する一つの大きな心の慰めになるうと私は思うわけであります。そこで、最近の自賠責の保険の収支状況はどうか、これを簡単にひとつ御説明を願いたいと思います。

○宇津木説明員　自賠責再保険特別会計保険勘定の取支状況でござりますが、すでに先生御案内のとおり、昭和四十二年度以降数年間は大幅な赤字でございまして、累積赤字が、一番多いときには、四十五年度末で約千二百九十億余りに達したわけでござりますが、その後、一方におきましては、自動車台数の伸びに伴いまして、再保険料収入が順調に伸びますとともに、他方におきましては、交通事故が減少いたすというようなことが重なりまして、自賠責再保険特会の取支勘定は著しく好転しておりますと、従来の累積赤字は四十七年度

末に解消されまして、四十八年度単年度決算におきましては、約千二百億円余りの黒字を出すような状況になつております。

こうした状況を踏まえまして、四十八年十二月には保険料を原則として据え置いたまま保険金の

が、その後、やはり収入の方も順調に推移し、そして事故率も減少いたしましたため、支払い単価は最近の情勢を反映いたしまして大変上昇いたしておりますが、四十九年度におきましても、なおある程度の黒字が見込まれるような状況でござります。

○井上(泉)委員 そこで、この間予算委員会で運輸大臣が、自賠責の保険金額の限度額を千五百万に引き上げるように検討しておる、こういう話を持されたのですが、そういう状態の中で考えるならば、この自賠責の保険の限度額といま

にこの自賠責の保険の問題をとし、そのものを引き上げても、保険会社としてはそう大して問題ないのじやないか、こういうふうに思うわけですが、この自賠責保険の限度額の引き上げについてはどういうお考えを持っておられるのか、御説明願いたいと思います。

○宇津木説明員　自賠責保険の保険金の限度額につきましては、さきに申し上げましたとおり、この前引き上げましたのは四十八年十一月でございまして、その前の引き上げと比べますと約四年間を経過しておるわけでございまして、そのときに、死亡につきましては従来の五百万から一千万、傷

害につきましては五十万から八十万、また後遺障害につきましては最高五百万から一千万と、それぞれ引き上げたわけでござります。以来約一年三ヶ月でございまして、前回の引き上げのときと比べますと経年月におきまして短いわけでございまが、その後経済事情の急変等がござりますし、また、その引き上げを要望する声もいろいろと各方面から伺っております。そこで、交通事故の裁判におきます賠償水準の動向あるいはまた保険収支の推移等を勘案いたしまして、慎重に検討をしてまいりたいと思っております。

まり独立的に扱うわけですから。うちの会社だけがこういう例を設けるわけにはいかぬ、これはもう各社が話し合ってやつておるからと。これは私は、保険会社というものはそう何十社もないのですから、だから上位の数社が話し合って、こういうにして任意保険の取り扱いをしましようや、こういうふうにして支払いができるだけ抑え込みましょうというような、こんな話し合いをする保険を掛けておる者はたまたものじやないでやられるということになると、これはもういわゆる保険を掛けておる者はたまたものじやないでな。

私は大蔵省のそういう見解と/orいうものは、いま独占禁止法がやかましく論議をされておる中で、保険会社にもつけを伸よくしてやれと指導する、こういうことをやっておると同じような行き方じやないかと思うのです。

それに農協の共済も入っていますか。その会社が統一をしていろいろの方針を出しておるというところについて、これは農協共済も入っていますか。

○徳田説明員 お答えいたします。

まず、先生御指摘の最初の点でござりますが、統一基準をつくることによってかえつて被災者に對して不利になるのではないかという点につきましては、実はこれは支払いの最低基準ということでこういう基準を出しておりまして、しかもそれを公開する体制にございますので、被災者といたしましては場合によつてはそれより上乗せして要求することももちろん可能でございますし、そのような線も行われておるわけでございます。いままで各社の担当者によりましてかなりまちまちの最低線がございまして、不公平もございましたまして、被災者にとってはむしろプラスになるのではないか、このように考えております。それからこの支払い基準につきましては、常に見直しを行つております。それで、そのような統一基準を設けたわけでございまして、最低基準が常に適正な線にならぬように指導しているところでございます。

それから一番目の御質問の農協共済との関係でございますが、これは損害保険会社だけの統一基準でございます。○井上(泉)委員 そういう農協共済がこれに加入をしてないということによって、農協共済がすぐ自分のところの近くにあるというようなことで、勢い農協共済へ保険をかける人が多くなっているという状態が出ておるわけです。これは都会の方ではそういう認識がされないと思うわけですが、どちらも、私どもの田舎ではそういうことで非常に農協共済の方へ流れでます。この問題についてはまた後の時間でやるいたします。

ところが、加害者も被害者も、任意保険をこれだけ掛けているからこれだけもらえるものだらう、それとまたこれだけはそう言ってきても払えるだらう、こういう認識のもとに示談を交わしていることが多いわけです。そこで、そういうことについての指導というものを十分やっておられる、こういうことがありますが、ひとつこれは全部の会社とは言いませんから、農協共済を含めまして上位の十社ぐらいのこういう保険給付のいわゆる保険の募集要領といいますか、そういうものの資料として取り寄せていただきたいと思ひます。そうして同時に、任意保険運営についての大蔵省の指導方針というものを、いまここで言葉で答えるだけでなしに、ひとつ文書で回答をお願いしたいと思います。

以上のことをお尋ねいたしましたが、資料のことにつきましては委員長の方からしかるべきお取り計らいを願いたいと思うので、委員長の見解を承っておきたいと思います。

○下平委員長 検討して取り計らうことになります。

○井上(泉)委員 そこで、自賠責の保険金の請求をして支払いまでの期間はどれくらいの期間になります。

○徳田説明員 お答えいたします。

事故が起つてから何日かということでございなかったことです。そうでなくして、事故が起つてから平均してどれくらいで支払われておるのでござります。○井上(泉)委員 それはいいですよ。書類が出てきて払うのはあたりまえです。そんなことはわかり切つたことです。そうでなくして、事故が起つてから平均してどれくらいで支払われておるのでござります。○井上(泉)委員 事故が起つて三ヶ月以上、こういうことになるわけですが、これが強制の場合と違いまして、任意の場合には事故が起きますと同時に保険会社に直ちに連絡が来る場合が多いわけでございまして、そこでその後の折衝の過程において保険会社がずっと連絡しているわけでございます。したがいまして、正式の支払い請求書類が整いますと、その支払いはきわめて円滑に行われる、このような体制になつておりますので、比較的早く処理できてるわけでございます。

○井上(泉)委員 それはいいですよ。書類が出てきて払うのはあたりまえです。そんなことはわかり切つたことです。それで一年もたつてもまだ保険会社はその任事例というものがあるわけなんで、そういう点における指導要領というものが、いまあなたの説明によると、最低の基準を決めている、それから以上は各会社のいわば裁量でできることになつておるというわけですから、各保険会社で統一をした

相談所を各県あるいは大きな都市に設けまして、これを国からも補助するということで、この面に力を入れております。昨年一年間で約二十一万人の被害者からの、あるいは加害者も含めましての交通事故相談を受けております。単に府県の交通安全対策室の事故相談所以外にも、農協あるいは交通安全協会等でも交通事故相談をやっておられるところもござります。こういうのをわれわれの方でも一層統括いたしまして、全国的な交通事故相談を一層充実させていきたい、これが総理府の大きな使命だと考えております。

○井上(鬼)委員 その大きな使命を果たすために、座つておつてはなかなかその使命は果たされないわけですが、私が最近経験した死亡事故三件についても、これは本当にだれも話に来てくれなかつた。

最初に申上げた母子家庭にしても、これは一人なかわいそつな、事故で子供を亡くしたのだから、だれかが相談をしに来てくれたであろう、こういうふうに思うけれども、全然來てない。それからまた一年にもこれと同じような交通事故ゼロの日に任用になつた早々の娘さんが、交通安全の指導に行っておつて、軽四輪にはねられて死んだ事件があつた。それも家族に会つて聞いてみますといふと、本当にだれも相談をしてくれなかつた、だれに相談していいかさっぱりわからなかつた、こういうこともあるわけです。

ひとつ、国からも補助を出しておるとするならば、各府県の交通安全対策室あたりに、せめて死亡事故等が発生した場合には、それがどういう原因で発生をして、その死亡事故者がどういう状態であるのかということを出向いて調査をするとか、いまのようないまのようなく、私は親切さというものがあつてしかるべきじゃないかと思うわけですが、その点については指導行政の面でやられる意思があるのか、いまのようないまのようなく、そういうことで事足りりとお考えになつておるのか、もう一回見解を承りたいと思います。

ての、詳細とは言いませんけれども、死亡事故の報告なんかは警察からよく県もいただいております。しかし、いまの人員で死亡事故が起りますと、被害者の家族を一々訪問するだけのちょっと能ではありませんと思います。しかし警察の方で、非常に気の毒な被害者の、先ほども言われました母子家庭なんかの死亡事故がありましたならば、警察当局から民生あるいはわれわれの方によく連絡が参ります。こういう警察側と十分手を尽くしますして、本当に哀れな、気の毒な被害者に対します救急対策は警察とよく手を組みまして、今後さらに伸ばしていくことは思っております。

○井上(泉)委員 死亡事故はそうふんだんにあるわけじゃないわけですよ。たとえば高知県で死亡事故が毎日あるわけじゃないし、そんならその死亡事故がどういう状態だということを、これは高知県の職員の問題にもなるわけですねけれども、やはり国が全体的にそういう、たとえば交通遺児の家庭の実態調査なんかもやられる、これも結構。そして子供を亡くした家庭がどういう状態にあるか、子供が死亡事故を起こしたのはどういう原因であるのか、そういうことがやはり交通安全対策を進める上においても必要であるし、そういうことについて、何かあつたら相談をしてくださいといふPRでもされておれば、先ほどのようなこともなかつたかと思うのですが、案外そういうことを承知していない。それでは、せつかくつくったものが生かされてない、これが今日の現状ではないかと思うので、人手が足りないからやらないということではなく、新聞にそういうことが出るわけですから、やはり行政を担当しておられる方はそれだけの気の配り方というものをするべきじゃないかと私は思うわけです。

そういうことを強く考えるわけでありますので、この点についての御意見を承りたいというふと、さらにはいま申し上げました自動車保険につきましては、保険会社によつてしまちまちであつて、そうしてその任意保険の支給というものを保

目次

自動車安全運転センター法規

それから参考人御要求の問題については、理事會でお諮りをしたい、こう思います。

○下平委員長 井上君のお求めの資料は、それぞれ後刻関係機関から提出をさせることにいたしま

めたいと思いまでのそのことをお前に言ふと願うように要望いたしまして、私の質問を終わ
りたいと思います。

保険会社は決して被害者救済の実をなかなかかじることができない、強制保険の補完の役割りを十分果たしていない、こういうことが言われるわけでありますので、当委員会でもこの前も保険会社の各責任者を招いて、そうして保険会社の責任者の御意見を聴取したわけでありますが、委員長とおなじくしてもこの際、こういう保険会社の関係者を招きまして、当委員会で保険業務についての論議を深めることにこころをよりますので、そのことをお察り下さい。

卷之三

第六章 監督(第四十条・第四十一条) 第七章 雜則(第四十二条・第四十四条) 第八章 罰則(第四十五条・第四十八条)	附則 第一章 總則 (目的) 第一条 自動車安全運転センターは、運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経験に係る資
---	---

料及び交通事故に関する資料の提供、自動車の運転に関する研修の実施並びに交通事故等に関する調査研究を行うことにより、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自動車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

二 交通事故 道路交通法第七十二条第一項に規定する交通事故をいう。

三 運転免許 道路交通法第八十四条第二項の第一種運転免許及び第二種運転免許をいう。

(法人格)

第三条 自動車安全運転センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(数)

第四条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第五条 センターの資本金は、五千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、センターに追加して出資することができる。

3 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

5 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 センターは、その名称中に自動車安全運転センターという文字を用いなければならぬ。	2 センターでない者は、その名称中に自動車安全運転センターという文字を用いてはならない。
第七条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
(民法の準用)	第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。
第一章 設立	第九条 センターを設立するには、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。
(設立の認可等)	第十条 発起人は、定款及び事業計画書を国家安委員会に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。	第九条 センターを設立するには、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。
(発起人)	第十一条 国家公安委員会は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。
2 一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。	二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。
三 事業の運営が健全に行われ、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することが確実であると認められること。	第四章 業務
2 定款の変更は、国家公安委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。	第五章 評議員会に関する事項
九 公告の方法	六 業務及びその執行に関する事項
七 財務及び会計に関する事項	八 定款の変更に関する事項
三 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ	二 職務上の義務違反があるとき。
2 第二十二条 役員は、常利を目的とする団体の役員となり、又は自ら常利事業に従事してはならない。ただし、国家公安委員会の承認を受けたときは、この限りでない。	第三章 管理
(役員の職務及び権限)	第十三条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。
(役員の登記)	第十四条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
(定款)	第十五条 センターは、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。
三 事務所の所在地	四 役員に関する事項
五 評議員会に関する事項	六 業務及びその執行に関する事項
七 財務及び会計に関する事項	八 定款の変更に関する事項
三 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ	二 職務上の義務違反があるとき。
2 第二十三条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。	(代理人の選任)
2 理事は、定款で定めるところにより、理事長又は監事を任命されたものとする。	(代理権の制限)
2 理事は、定款で定めるところにより、理事長にを補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。	(役員の兼任禁止)
2 理事は、センターの業務を監査する。	第十七条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。
2 理事は、定款で定めるところにより、理事長に任命する。	第十八条 理事長及び監事は、国家公安委員会が任命する。
2 理事は、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命する。	(評議員会)
2 理事は、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命する。	第二十一条 センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他のセンターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。
2 評議員会は、二十人以内で組織する。	第二十二条 評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命する。
2 評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命する。	(評議員の任命)
2 評議員及び職員は、理事会の職務に専念する。	第二十三条 センターの職員は、理事会の職務に専念する。
2 評議員及び職員は、理事会の職務に専念する。	(職員の解任)
2 評議員及び職員は、理事会の職務に専念する。	第二十四条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関して一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
2 評議員及び職員は、理事会の職務に専念する。	(職員の欠格条項)
2 評議員及び職員は、理事会の職務に専念する。	第二十五条 理事長は、理事会の職務に専念する。
2 評議員及び職員は、理事会の職務に専念する。	(役員の任期)
2 評議員及び職員は、理事会の職務に専念する。	第二十六条 センターの職員は、理事会の職務に専念する。
2 評議員及び職員は、理事会の職務に専念する。	(職員及び職員の秘密保持義務)
2 評議員及び職員は、理事会の職務に専念する。	第二十七条 センターの役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
2 評議員及び職員は、理事会の職務に専念する。	(役員及び職員の公務員たる性質)
2 評議員及び職員は、理事会の職務に専念する。	第二十八条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第二十九条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 運転免許を受けた者が自動車の運転に関する規則若しくは同法に基づく命令の規定により総理府令で定める場合に該当したときに、当該違反をした者に対し、その旨を書面で通知すること。

一 運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る総理府令で定める事項を記載した書面を、当該運転免許を受けた者の求めに応じて交付すること。

三 交通事故に関して、その発生した日時、場所その他総理府令で定める事項を記載した書面を、当該事故における加害者、被害者その他当該書面の交付を受けることについて正当な利益を有すると認められる者の求めに応じて交付すること。

四 運転免許を受けた者で自動車の運転に関する高度の技能及び知識を必要とする業務に従事するもの又は運転免許を受けた青少年に対して、その業務の態様に応じて必要とされ、又はその資質の向上を図るために必要とされる自動車の運転に関する研修を実施すること。

五 自動車の安全な運転に必要な技能に関する調査研究その他の調査研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 センターは、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、国家公安委員会の認可を受けなければならない。

3 第一項第一号から第三号までに規定する書面の様式は、総理府令で定める。

(業務方法書)

第三十条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、國家公安委員会の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとき

も、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(照会)

第三十一条 センターは、第二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる業務を行うため必要な事項について、警察庁又は都道府県警察に照会することができる。この場合において、警察庁又は都道府県警察は、照会に係る事項をセンターに通知するものとする。

2 第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十二条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十三条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国家公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十四条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国家公安委員会に提出して、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十五条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、国家公安委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十六条 センターは、資金の借入れ(借換えを含む)をしようとするときは、国家公安委員会の認可を受けなければならない。

(財産の処分等の制限)

第三十七条 センターは、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、国家公安委員会の認可を受けなければならない。

(借入金)

第三十八条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、国家公安委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(監督)

第三十九条 この法律に規定するもののか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(監督)

第四十条 センターは、国家公安委員会が監督する。

(報告及び検査)

第四十一条 国家公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 第四十二条 センターは、その業務の運営について、警察庁又は都道府県警察と密接に連絡するものとする。

2 都道府県警察は、センターに対し、その業務の円滑な運営が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。

(解散)

第四十三条 センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十四条 内閣総理大臣は、第三十七条又は第三十九条の規定による総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 国家公安委員会は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 第二十九条第二項、第三十条第一項、第三十三条、第三十六条又は第三十七条の規定による認可をしようとするとき。

2 第三十四条第一項又は第三十八条の規定による承認をしようとするとき。

(第八章 制則)

第四十五条 第二十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 第四十六条 第四十一條第一項の規定による報告の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

2 第四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(第七章 雜則)

第四十八条 センターは、この法律の規定により立入検査をする職員に立入検査の権限を認められ、その職員にセンターの事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 この法律の規定により国家公安委員会の認

可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の規定に違反して登記する」とを怠つたとき。

三 第二十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十条第二項の規定による国家公安委員会の命令に違反したとき。

第四十八条第六条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際にその名称中に

自動車安全運転センター

自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第号)

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中雇用促進事業団の項の次に次のように加える。

自動車安全運転センター

自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第号)

(印紙税法の一部改正)

第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中市街地再開発組合の項の次に次のように加える。

自動車安全運転センター

自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第号)

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中雇用促進事業団の項の次に次のように加える。

自動車安全運転センター

自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第号)

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び国際協力事業団」を、「国際協力事業団及び自動車安全

(運転センター)に改める。

第七十三条の四第一項中第二十七号を第二十号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 自動車安全運転センターが自動車安

全運転センター法(昭和五十年法律第号)

動車安全運転センター」という文字を用いている者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第三十二年

昭和五十一年三月三十日に終るものとする。

第四条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センタ―の成立後遅滞なく」とする。

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中自転車競技会の項の次に次のように加える。

第六条 所得税法(昭和五十年法律第号)

最近における道路交通及び交通事故の実情にかかるがみ、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資するため、運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経験に係る資料及び交通事故に関する資料の提供、自動車の運転に関する研修の実施並びに交通事故等に関する調査研究を行うことを目的とする自動車安全運転センターの設立等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

三十一 自動車安全運転センターが自動車安全運転センター法第二十九条第一項第四号又は第五号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

昭和五十年二月二十七日印刷

昭和五十年二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局